

# デイサービスセンター 笑福の架け橋

## 運営規定

### (事業の目的)

第1条 株式会社ドリーム企画が開設するデイサービスセンター笑福の架け橋（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護及び第1号通所事業の提供に当たるものは（以下「従業員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護及び第1号通所事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従業員は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その有するの能力に応じ自立した日常生活が出来るよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行なう事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族を身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター 笑福の架け橋
- (2) 所在地 旭川市宮下通1 1丁目3番1号

### (職員の種類、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 従業員  
生活相談員 1名以上  
介護職員 2名以上  
看護職員 1名以上  
機能訓練指導員 1名以上

従業員は、指定通所介護及び第1号通所事業の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、お盆期間、年末年始を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

### (利用定員)

第6条 利用定員（指定通所介護及び第1号通所事業の定員含む）は30名とする。

### (通所介護の内容)

第7条 指定通所介護及び第1号通所事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活相談（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練、運動器訓練等）
- (3) 介護サービス（排泄、レクリエーション等）
- (4) 健康状態の確認
- (5) 給食サービス
- (6) 送迎対応

(7) 入浴サービス  
(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、

第1号通所事業を提供した場合の利用料額は旭川市の定めた額とする。

当該指定通所介護及び第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の利用者負担の割合の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

(1) 次条の通所事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した費用は、通常の実施地域を越えた時点から、次の額を徴収する。

ア センターから、片道おおむね10キロメートル未満 470円

イ アに、片道おおむね5キロメートル増毎に 150円

(2) 食費として昼食 570円 おやつ代 60円

(3) レクリエーションに関わる材料費及び各種活動・各種クラブ活動費については実費請求する。

(4) おむつ代は実費請求とする。

(5) その他指定通所介護及び第1号通所事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認めるものについては、実費請求とする。

(6) ご持参されない場合の入浴用品の実費を下記のとおりとする。(1回につきの料金)

・入浴用品(ボディソープ&シャンプー&リンス)として60円・バスタオルとして120円・フェイスタオルとして60円

(通常の実施区域)

第9条 通常の実施地域は、旭川市・東川町・東神楽町とする。

第1号通所事業にあたっては、旭川市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護及び第1号通所事業の提供を受ける際には、

次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。状況により主治医との連携をすみやかに図る。

(2) 機能訓練室を使用する際には指導員の指示を守ること。

(3) 浴室を使用する際に入浴に不安のある方は、その旨を申し出ること。

(4) 第13条で定める非常火災対策に可能な限り協力すること。

(5) 介護保険の限度額を超える利用に関して、必要性が認められる場合に限り自己負担で利用できるとする。

※アセスメントを取り、ケアマネジメントをしっかりと行ったうえで判断する。

自己負担額 1回につき要支援者 5,000円 要介護者 8,500円とする。

(苦情等申し立て先)

第11条 電話、面接により連絡いただければ、担当者等と連絡、調査、改善させていただきます。

窓口担当者 生活相談員

電話番号 0166-26-5073

(緊急時における対応方法)

第12条 従業員は、指定通所介護及び第1号通所事業を実施中に、利用者に病状の急変、

その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 従業員は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

1 管理者は防火管理者を選任する。

2 防火管理者は定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

3 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの契約に基づき年2回、定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行なう。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する物)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由を説明し同意を得たうえで行う。「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書・同意書」

緊急やむを得なかった理由、時間、期間などを記録し、定期的な見直しの際の資料とする。

連帯保証人・監督機関等の指示等がある場合は、これを開示する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修を次のとおり設けるものとし、また、体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2週間
- (2) 継続研修 年1回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

4 従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ドリーム企画とセンターの管理者の協議に基づいて定めるものとする。

- (3) 各部署との協力体制、連携

職員の急な欠勤時や感染症など人員配置が難しい場合など、おもてなし館のサ高住、訪問介護、訪問看護の各事業所と協力と連携を図り、利用者にも不利益が及ばないようにする。

附 則

この規定は、令和5年11月1日から施行する。